

あそび学童クラブ 利用規約

1. 事業目的

- あそび学園（以下、事業者という）が開設するあそび学童クラブ（以下、クラブという）が行う放課後児童健全育成事業の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の職員が利用している児童（以下、利用者という）に対し、安全な場を提供し、遊びを主とする活動を通じて児童の健全な育成を図ることを目的とする。

2. 運営の方針

- クラブにおける支援は、小学校に就学している児童に対して、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能になるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、当該児童の健全な育成を図るものとする。
- 事業者は利用者の人権を十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行うものとする。

3. 施設運営主体

名称	株式会社 あそび学園
所在地	静岡県浜松市中央区下石田町 320
電話番号	053-424-7010
代表者	代表取締役 馬塚 孝雅

4. 学童保育の概要

学童保育の名称	あそび学童クラブ
施設の所在地	静岡県浜松市中央区下石田町 434 あそび学園 本部
連絡先	053-424-7010
管理者	代表取締役 馬塚 孝雅
対象児童	保護者が昼間の開校時間内において一日6時間以上勤務している小学1年生から6年生を優先とする。他に保護者の疾患（療養含む）、家族の介護、産休期間、その他個別の事情により昼間の児童の保護を要する場合も含む。

5. 入会方法

入会希望の方は「入会申込書」に記入をしてあそび学園本部まで提出をお願い致します。入会可能となりましたら、学童保育利用決定通知書を送らせて頂きます。学童保育利用決定通知書を受け取ってから2週間以内にあそび学園本部まで登録料の納入をお願い致します。お支払いが完了した時点で登録完了となります。

6. 学童クラブの種類（入会優先順位）

優先1 あそび学園に勤務する職員の児童

あそび学園に所属する職員の福利厚生を目的とし、最優先順位とします。

優先2 通年コース利用（平日下校後、土曜日、長期休み、学校代休日利用可能）

- 2-1 与進小学校学区で歩いて学童クラブまで帰って来られる児童
- 2-2 自家用車、子どもタクシー等、自分で登所される児童
- 2-3 現在、送迎を行っている小学校へ通う児童
(乗車人数に制限があるため、現在利用されている兄弟を優先する場合があります)
- 2-4 上記の小学校以外の場合は要相談になります。小学校によっては送迎出来ない場合があります。

優先3 一時コース利用（土曜日、長期休み、学校代休日利用可能）※送迎サービスはありません

- 3-1 毎週土曜日を利用する児童
 - 3-2 長期に渡り待機している児童
一時コースは原則保護者送迎です。長期休みのみ、近場にお住いの利用者の自転車登所を可能としていますが、道中の事故やトラブルに対して事業関係者は一切の責任を負わないものとします。
- ～注意～
- ・学童保育の待機児童を減らすため、通年コースを希望される方のみ、他の学童クラブへの併願を可能とします。一時コースの併願は受付しません。
*一時コース利用者で他学童クラブとの併用が判明した場合、その後の利用の受付は、致しかねますのでご承知おき下さい。
 - ・公平性を保つため、知人・友人からの紹介による優先順位はありません。
 - ・通年コースは、ご入会から6ヶ月間はコースの変更ができません。ご承知おきください。

7. 入会の条件

- (1) あそび学童クラブの運営方針に賛同し、ルールを守って頂ける方。（同意書に署名）
- (2) 公立・私立の小学校に通学または入学予定の方。

8. 会員情報の変更

入会後に住所、氏名、連絡先の変更やお子様の健康状態等に変化が生じた場合は速やかにご連絡下さい。緊急連絡表の用紙があそび学園本部にありますので記入をし、提出して下さい。

9. 学童保育を利用できる日時

休会日	日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）、あそびこども園浜松の行事の日			
利用可能時間	平日	下校～19時	延長保育	17時～19時
	土曜日	<u>7時～18時</u>		<u>7時～8時</u> <u>17時～18時</u>
	長期休暇 代休日*1	<u>7時～19時</u>		<u>7時～8時</u> <u>17時～19時</u>

*1 代休日とは行事の代休で小学校がお休みの場合のことです。

10. 緊急時の対応

どのような場合でも可能な限り情報発信を致します。緊急時の連絡は主にアプリ「マチコミ」を活用します。緊急時には適宜メールの確認をお願い致します。

○各種警報への対応

各種警報とは遠州南地域に暴風、大雪、暴風雨、大雨特別警報、安間川水系警戒レベル 4 以上発令時

・平日の場合

登校前に警報が出た場合	所属小学校が休校の場合は休会
登校中に警報が出た場合	
在校中に警報が出た場合	休会となります。ご家庭でのお迎えをお願いします。
下校中に警報が出た場合	・お迎えに行く児童は学校から引き渡し完了していればクラブにて保護しますが、引き渡し完了前は安全を考慮して休会とします。 ・徒歩下校の与進小はクラブに到着した場合、クラブで保護します。速やかにお迎えをお願い致します。
在所中 に警報が出た場合	マチコミでお迎えの連絡を受けた際、出来る限り速やかにお迎えをお願い致します。

・土曜日・代休日・長期休みの場合

在宅中に警報が出た場合	AM6:00時点で休会の判断をします。
在所中 に警報が出た場合	マチコミでお迎えの連絡を受けた際、出来る限り速やかにお迎えをお願い致します。

○地震への対応

※広域避難場所…与進中学校

	弱い地震	強い地震	大災害級の地震
在宅中	・通常開会	・学校の指示に従って下さい。学校が休校であればクラブは休会となります。 ・津波注意報以上が発令された場合は休会とします。	・休会
在校中	・通常開会	・休会となります。学校の指示に従ってご家庭でお迎えをお願いします。 ・津波注意報以上が発令された場合は休会とします。ご家庭でお迎えをお願いします。	・休会
下校中	・通常開会	・お迎えに行く児童は学校から引き渡し完了していればクラブにて保護しますが、引き渡し完了前は安全を考慮して休会とします。 ・徒歩下校の与進小はクラブに到着した場合、クラブで保護します。速やかにお迎えをお願い致します。 <u>※大地震はいつ起きるか分かりません。いざという時の対応は、ご家庭で話し合って決めておいて下さい。</u>	
在所中	・クラブで待機し、必要に応じて避難します。	・クラブで待機し、必要に応じて避難します。連絡があり次第、早急にお迎えをお願い致します。	

11. 平日の利用の仕方について

○登所の方法

- ・与進小学校のみ徒歩で下校しあそび学童クラブまで帰ってきます。その他の学校については、送迎車の迎えが可能な小学校のみお迎えを行っています。

○放課後の過ごし方

- ①学習時間（下校後～16 時頃）宿題や自主勉強を行います。帰宅後にご家庭で確認をお願い致します。
- ②おやつ時間（15 時頃）
- ③自由時間（～18 時 30 分）学童部屋と駐車場 or あそびこども園浜松の園庭で遊びます。
- ④合同保育（18 時 30 分～19 時）あそびこども園浜松に移動し園児と合同でお迎えを待ちます。

○利用日の申請について

- ・毎月中旬頃に翌月の利用申請書を配布致しますので、期日までに下校時間を記入して提出して下さい。
- ・学校によっては翌月の予定が中々出ない学校があります。その時はお手数をお掛け致しますが、ご家庭から学校の方にお問い合わせの協力をお願いする場合があります。
*学校から配布される下校予定時間のコピーを提供して頂けるようにご協力をお願い致します。

12. 土曜保育の利用について

- ・保育場所は「あそびこども園浜松」となります。利用時間は 7 時～18 時です。
*学童クラブ職員は 9 時出勤のため 7 時～9 時まではこども園の職員が保育を行います。
- ・利用する場合には「土曜保育申込書」が必要となります。申込書は利用する週の木曜日までに提出して下さい。FAX での提出も可能です。また長期休み明けや年明けの土曜日などは提出期限が通常と異なる場合がありますので、不明な点は学童クラブまでお問い合わせ下さい。
*在園児で兄弟がいる場合は連名での提出が可能です。
- ・土曜日にあそびこども園浜松の行事がある時は利用が出来ません。
*土曜日の休会日は、マチコミ「カレンダー」機能でご確認下さい。

13. 代休日の利用について

- ・保育場所は「あそび学童クラブ」となります。利用時間は 7 時～19 時です。
- ・予約は電話・FAX・マチコミ「おやすみ連絡」機能で受付致します。
*給食準備の関係上、利用日の 2 週間前までに予約をお願いします。

14. 長期休みの利用について

- ・保育場所は「あそび学童クラブ」となります。利用時間は 7 時～19 時です。
- ・長期休暇（春、夏、冬休み）が近づいてきましたら、配布または郵送にて、長期休暇申込書と一緒にお手紙によるご案内をさせていただきます。期日までに申込書の提出をして下さい。
*期日を過ぎた場合お受けできません。必ず期日内にお申込み下さい。

15. 持ち物について

○平日

- ・筆記用具 ・水筒 ・帽子 ・自主勉強道具（必要であれば） ・着替え一式＊学童で保管します

○土曜日

- ・自主勉強道具 ・水筒 ・着替え ・本 ・玩具（ゲーム機も OK） ・帽子

○代休日

- ・自主勉強道具 ・水筒 ・着替え ・本 ・玩具（ゲーム機も OK） ・帽子

○長期休暇

- ・長期休暇前に送付するお手紙にてお知らせ致します。

～注意～・持ち物には必ず記名をして下さい。

- ・自分の持ち物は自分で管理が出来る様に児童に促しています。損傷や紛失に対しての責任を負うことは致しませんので必ずご家庭で確認した上で持って来て下さい。

16. 料金について

- ・別紙「あそび学童クラブ料金表」をご確認下さい。

17. 登録コース変更、休会、退会について

- ・コース変更や休会・退会を行いたい場合は、前月の 20 日までにお申し込みお願い致します。
- ・一時コースから通年コースに変更される場合は申込時点での学童の状況や送迎の関係によりお断りさせて頂く事があります。
- ・通年コースから一時コースに変更される場合、ご入会后 6 か月間はコース変更ができかねます。ご変更の際は 6 ヶ月経過した後に申込みをお願い致します。

18. 利用の終了について

以下の場合になった時、学童保育の提供を終了致します。

- (1) 利用児童が卒業した時
- (2) 退会届が提出された時 ＊月の途中で退会する場合は利用料金の返金は致しません。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた時

19. 利用の停止・除名

当クラブは、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を一時停止もしくは除名することができるものとします。この場合、利用料金に未納がある場合、直ちに完納するものとします。

- (1) 本規約等に違反した場合
- (2) 料金の支払いを怠った場合
- (3) 当クラブの運営を妨害した場合
- (4) 当クラブの財産を侵害した場合
- (5) 他の利用児童の身体、財産、名誉、信用を損害した場合
- (6) 法令、公序良俗に違反し、犯罪に結びつく行為をした場合
- (7) 当クラブの趣旨に著しく反する行為をした場合
- (8) その他、当クラブの運営に支障があると判断した場合

20. その他

○利用するためのルール

- ・欠席、遅刻をする場合は必ず 10 時まで（配車・給食準備のため）にあそび学園本部に以下のいずれかの方法で連絡をして下さい。

① TEL.053-424-7010

② FAX.053-424-7020

③ マチコミアプリ【おやすみ連絡】機能 （24 時間利用可能）

- ・駐車場は学童前の駐車場又は「アミーズ」の駐車場をご利用下さい。駐車場内は徐行です。
- ・利用時間確認のためタイムカード（IC カード）を使用しています。学童部屋の下駄箱横に打刻機が設置してありますので毎日の送迎時に必ず打刻をして下さい。

＊保育を「あそびこども園浜松」で行っている時間帯は、園内に打刻機を設置します。

＊IC カードの破損や紛失等で 2 枚目が必要になった場合は 700 円の手数料がかかります。

○健康について

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する緊急連絡先に速やかに連絡を行いますので、緊急連絡先の電話番号は繋がりやすい番号を記入して下さい。緊急連絡先に繋がらない場合は職場にお電話をさせて頂く場合もあります。

- ・保育中に 37.5 度以上（コロナ感染対策含む）発熱した際は連絡させていただきますので、早めのお迎えをお願い致します。症状によっては 37.5 度以下でも連絡をさせていただきます。
- ・上記以外の場合でも児童の状況をお伝えするためお電話させて頂く場合がございます。
- ・食物アレルギーがあり除去食等を希望される方は担当職員まで連絡をして下さい。
- ・与薬については医療行為に当たるため職員による与薬は行いません。本人が使用するにあたり見守りを行います。職員までご相談ください。
- ・インフルエンザや麻疹（はしか）等の感染症にかかった場合は利用出来ません。
- ・感染症等の流行により学校閉鎖、学級閉鎖の対応がとられた際は、感染拡大の予防の為クラブの利用は出来ません

○免責

- ・利用児童又は保護者様の以下の行為により発生した損害に関しては一切の補償を行わないものとします。
 - （1）利用児童の健康状態等に関して事前にご相談やご連絡の無い状態で発生した損害等。
 - （2）利用児童の物品や装飾品等の損傷や紛失に関する一切の問題。
 - （3）利用児童の持ってきた玩具や文具に関わる一切の問題。
 - （4）利用児童同士の物品や現金の貸し借りに関する一切の問題。
 - （5）現金の紛失
 - （6）利用児童又は保護者の方同士でのトラブル。

21. 規約の改定について

あそび学童クラブのサービス向上させる為、本規約は改定する場合があります。

- （改訂履歴）
1. 平成30年 3月 制定
 2. 平成31年 3月 改訂
 3. 令和 2年 1月 改訂
 4. 令和 2年11月 改訂
 5. 令和 5年 3月 改訂
 6. 令和 6年 3月 改訂
 7. 令和 6年10月 改訂
 8. 令和 7年 9月 改訂